

千葉県飲酒運転根絶条例の改正について



従業員が通勤中に飲酒運転で検挙された場合
 ⇒ 勤務先に違反事実を通知
 通知を受けた事業者は、アルコールチェックや教育・指導等を実施しなければならない。

飲食店営業者が酒類を提供し、その客が飲酒運転で検挙された場合
 ⇒ 飲食店営業者に違反事実を通知
 ・通知を受けた飲食店営業者は、飲酒運転防止措置を講じなければならない。
 ・県からの飲酒運転防止措置に関する指示に従わないときは、店名の公表、指示書の店内掲示命令
 ・指示書を掲示しない場合は、5万円以下の過料

飲酒運転は絶対しない・させない・許さない

令和5年 秋の全国交通安全運動実施要綱



運動名

令和5年 秋の全国交通安全運動

期間

9月21日(木) から9月30日(土) までの10日間
 ※ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(土)

目的

日没時間が急激に早まる秋口は、夕暮れ時や夜間に、重大事故につながるおそれのある歩行中・自転車乗用中の交通事故の増加が懸念されます。

そこで、運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開し、広く交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施します。

スローガン

～ 反射材 「ここにいるよ!」の メッセージ ～

運動重点

- 1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）について 警察庁HPへ →



特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について

一定の基準に該当する電動キックボード等について、「特定小型原動機付自転車」が創設され、新しい交通ルールが定められました。

～令和5年7月1日から～



主な交通ルール

- ・車道の左側を通行!
 (例外的に歩道を通行できる場合)
 特例特定小型原動機付自転車に限り、「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識が設置されている歩道を通行することができます。
- ・右折は二段階右折!
- ・信号や標識を守る!
- ・飲酒運転は禁止!
- ・横断歩道は歩行者優先!
- ・ながら運転は禁止!
- ・二人乗りは禁止!
- ・ヘルメットを着用しよう!
- ・交通事故は必ず通報(110番)!

交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

運 動 重 点

1 こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

- (1) 歩行者の安全の確保
横断歩道上での交通事故が多発しています。全ての方が「横断歩道は歩行者優先」であることを理解し、常に安全を優先させましょう。
交通ルールの遵守と歩行者等に対する「思いやり・ゆずり合い」を心掛けましょう。
- (2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
交通事故の中には、歩行者側にも法令違反が認められる事故も発生しています。交通社会の一員として交通ルールを守り、安全確認を徹底しましょう。
こどもや高齢者には、交通安全を意識してもらえ交通安全教育を実施しましょう。

【 推進事項 】

- ゼブラ・ストップ活動の推進
- 横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- 通学路や生活道路での見守り活動、交通安全施設の点検確認の推進
- 「横断歩道を渡る」「信号機に従う」等の交通ルールの周知・啓発の推進
- 「キラリアップ☆ちば」による反射材着用と運転者から見えやすい服装着用の促進
- こどもの飛び出し防止のための日常生活・教育現場における交通安全教育等の推進
- 高齢者自身に加齢に伴う身体機能の変化を理解してもらえ交通安全教育等の推進

2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
夕暮れ時や夜間に重大交通事故が増加する傾向にあります。
早めのライト点灯やハイビームを効果的に活用しましょう。(日の入り：17時26分)

- (2) 飲酒運転の根絶
家庭、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組を促進し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」社会環境を醸成しましょう。

【 推進事項 】

- 3（サン）・ライト運動の推進
(早めのライト点灯、こまめな切替え、反射材の活用、右からの横断者にも注意)
- 飲食店等の事業者に対する千葉県飲酒運転根絶条例改正の周知徹底
- 飲酒運転及び周辺者三罪（同乗、車両提供、酒類提供）の取締り強化
- 「ハンドルキーパー運動」の普及と運転代行の活用促進
- 飲酒運転のほか妨害運転や速度超過など重大事故に直結する悪質危険な運転の根絶

3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車利用者のヘルメット着用と安全確保
本年4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。交通事故時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
- (2) 自転車の交通ルール遵守の徹底
自転車は車両です。
飲酒運転、信号無視、二人乗り、夜間の無灯火走行の禁止など、交通事故防止のための基本的な交通ルールを守りましょう。
- (3) 特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
本年7月1日から、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）に関する新たなルールが定められ、ヘルメット着用についても努力義務となりました。
交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

【 推進事項 】

- 被害軽減のためのヘルメット着用の徹底
- 「ちばサイクルール」の周知・啓発
- 反射器材の取付けによる自転車の視認性の向上
- 自転車損害賠償保険への加入促進
- 自転車を用いた配達事業者への働き掛け
- 特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者等と連携した広報啓発
- 街頭における指導啓発の推進



「キラリアップ☆ちば」とは

歩行者等が見えにくくなる夕暮れから夜間、明け方にかけて、歩行者や自転車運転者自身が自分の存在を周囲に知らせて交通事故を防ぐため、反射材や明るい色の服装の着用を促進する活動です。

- ① 「キ」→ 危険を回避
- ② 「ラ」→ ライトアップ
- ③ 「リ」→ リフレクター（反射材）やLEDライト

「ゼブラ・ストップ活動」とは

横断歩道上における歩行者の優先義務を運転者に徹底し、横断歩行者の保護等を強化することを目的とした活動です。

- ① 「ゼ」→ 「前方」をよく見て運転、横断歩道に注意
- ② 「ブ」→ 「ブレーキ」操作で安全確認
- ③ 「ラ」→ 横断歩道でも3（サン）・「ライト」
- ④ 「ストップ」→横断歩道手前で確実な「ストップ」